

令和8年度「赤十字スポンサー」募集要項

【趣旨】

日本赤十字社は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」ため、災害時の医療活動や救援物資の備蓄と配分、救急法などの各種講習会の開催などの活動を行っています。

これらの活動は、皆様からお寄せいただく活動資金を財源としており、赤十字活動を支える基盤です。

また、日本赤十字社千葉県支部では、千葉県内の法人・団体の皆様とのパートナーシップによって、社会に役立ち、お互いの事業発展にもつながる関係を築きたいと考えています。

つきましては、県内の法人・団体の皆様から継続的な活動資金のご協力をいただくとともに、当支部からも事業面での支援をさせていただき、相互援助のもと、人のいのちと健康を守る活動をより広く・長く展開することを目的に、以下のとおり「赤十字スポンサー」を募集します。

【概要】

赤十字の理念に賛同し、一定額以上の活動資金のご協力をいただいた法人・団体の皆様に「赤十字スポンサー」に認定し、日本赤十字社千葉県支部から、スポンサーの皆様が行う社会貢献活動にご協力します。

【提供内容】

- 1 「赤十字スポンサー」認定証を発行します。
- 2 日本赤十字社千葉県支部の広報媒体で、スポンサー名を広報します。
- 3 赤十字のコンテンツで、スポンサーの行う社内研修を承ります。
(例：救急法等講習会、防災・減災セミナー)
- 4 スポンサーの行うイベント等へ協力・後援します。
(社会貢献活動等、非営利なイベントに限ります)
- 5 スポンサーロゴマークをご利用いただけます。
- 6 赤十字支援マークをご利用いただけます。

【認定資格】

1年間で50万円以上活動資金の協力をし、赤十字スポンサーに申し込みのあった法人・団体を赤十字スポンサーに認定いたします。

【申し込み方法】

基準に該当する法人・団体には当支部からご案内させていただきます。様式「日本赤十字社千葉県支部 スポンサー申込書」に必要事項を記載いただき、下記の申し込み先まで、メールにてお申し込みください。

【スポンサー認定期間】

申し込み月の翌月 1 日から、1 年後の翌月末日までとします。

なお、申し込みの期限は、活動資金のご協力をいただいた月の翌月末日までとします。

(例) 令和 8 年 4 月に活動資金をお寄せいただき、5 月 3 日に申し込みのあった場合
→認定期間：令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 6 月 3 0 日

※上記(例)のとおり、スポンサー認定のための事務手続きにより、寄付日からスポンサーの認定まで日数を要しますので、予めご了承ください。

※認定期間中に累計 50 万円以上をお寄せいただいた場合、期間満了後、再度申し込みいただくことで、最終寄付日を起点に認定期間の延長が可能です。

【不認定・認定の取り消し】

お申込みいただいた法人・団体が次のいずれかに該当する場合は、スポンサーの認定をすることができません。また、認定期間中に新たに該当した法人・団体は、スポンサー期間中であっても、認定を取り消すことがあります。該当した場合は、直ちに日本赤十字社千葉県支部に報告をお願いします。

- 1 法令違反があったとき。
- 2 行政機関から、指示、指導、勧告、命令その他の行政指導又は行政処分を受けたとき。
- 3 認定法人・団体又はその法人・団体の役員が犯罪を行ったとき。
- 4 故意であるか否かを問わず、世間からの日本赤十字社への信頼を損なうような行為が判明したとき。
- 5 赤十字の理念に反する行為が判明したとき。
- 6 その他、認定の取り消しに準ずる事由があると日本赤十字社が判断するとき。

【申し込み先・担当部署】

日本赤十字社千葉県支部 振興課 法人会員係

MAIL : shinko@chiba.jrc.or.jp